

公示する制限措置等の内容

区分		内容
① 小型 いか 釣り 漁業	漁業種類	小型いか釣漁業
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	3
	船舶の総トン数	5トン以上30トン未満
	推進機関の馬力数	※定めなし
	操業区域	島根県沖合海面
	漁業時期	5月1日から翌年4月30日まで
	漁業を営む者の資格	石見地区に住所又は主たる事務所を有する漁業者
許可又は起業の認可を申請すべき期間		令和7年12月4日から令和8年1月3日まで